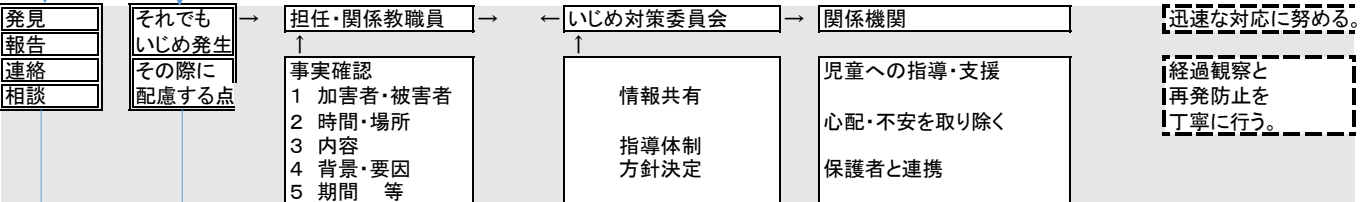


組織的対応

- ・いじめは未然防止が最良であり、そのための環境整備や情報交換に日々努める。
- ・万が一、いじめが発生してそれを発見した場合はいじめ対策委員会を中心として組織的対応にあたる。
- ・教職員個人での対応や、隠蔽はあってはならず、学年や学校を挙げて問題解決に取り組む。
- ・迅速な対応を心がけ、情報を獲得した日の方針決定、対応を目指す。
- ・事案が重大な件や加害者・被害者の意識のズレ、ネット関連、保護者対応については状況を十分に検討し、関係機関とも連携のうえ、慎重に対応する。

未然防止	年間通して	1 日々の児童観察 2 面談、カウンセリング 3 いじめアンケート 4 情報収集(児童・地域・保護者)	1 休み時間や放課後等の雑談を意識し、人間関係に目を配る。 2 教員の目の届かない時間の洗い出し、死角を意識して巡回する。 3 普段と違う表情、言動を放っておかず、話をして背景を探る。 4 言葉にしたり、書いたりして訴えられない子は帰宅後の聴取や記入も考える。 5 家庭との連絡を重要視し、地域にも協力を求める。
-------------	--------------	--	--



対応	児童に寄り添って	被害者対応(①受容→②安心→③見通し→④自信・回復→⑤成長) ①つらい気持ちの受け入れ、共感により心の安定を図る。 ②「最後まで守りぬく」「秘密を守る」ことを伝え、報復等の不安を除外する。 ③具体的な支援内容を示し、学校が味方であることを伝える。 ④必ず解決できる希望が持てる内容を伝える。 ⑤自信を持たせる言葉かけなど、自尊感情を高める支援を行う。 ⑥自立を支援し、自己理解を深めさせ、いじめを克服させる。 ※一緒に考え、行動する事で被害児童のエンパワメントを高めて克服する力をつける。	保護者には丁寧・誠実に 被害者側保護者への対応 ①速やかに正確な事実を通知、今後の対応への保護者の思いを聴取、誠実な対応で信頼関係を構築する。 ②いじめを防止する方法について、保護者と協議する。 ③学校の方針への理解を求める。 ④継続して家庭との連携を図る。
-----------	-----------------	---	--

	見落としのないように	加害者対応(①確認・傾聴→②自省→③処遇→④相談・連携→⑤回復) ①決めつけず、事実関係、行動時の気持ち、児童の背景にも気を配って指導する。 ②「いじめは決して許されないこと」を伝え、被害者感情を認識させる指導を行う。 ③毅然とした姿勢と粘り強い指導で、事の重大さを認識させる。 ④自信を持たせる言葉かけなど、自尊感情を高める支援を行う。 ⑤表面的な解決だけを見ず、継続的に必要な指導を行う。 ※心理的孤立、疎外感を与えぬよう、一定の教育的配慮の上での心理的ケアを行う。	保護者からの相談への対応 ①保護者がいじめられていると思い込んで訴えてきた場合でもクレーム扱いせず丁寧に事実確認する。 ②事実が確認できない場合は学校の対応方法を冷静に説明し、理解を求めて、今後も継続して見守ることを伝える。
--	-------------------	---	--

	改善・対策	傍観者、クラスへの対応 ・当事者だけの問題にとどめず、学級および学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめ抑止の仲介者への転換を促す。 ・「見て見ぬふり」はいじめの肯定であることを理解させる。 ・クラスで被害者感情を認識させ、止められなかった心の弱さを焦点化して指導する。 ・いじめに関するマスコミ報道、体験事例、作文等の資料をもとにいじめ問題について話し合い、自分たちの課題として意識させる。	加害者側保護者への対応 ①速やかに正確な事実を通知、家庭での話し合いを促す。 ②保護者の心情を理解し、訴えを十分に聴く。 ③いじめを防止する方法について、保護者と協議する。 ④具体的な助言、立ち直りへの協力を求める。 ⑤被害者への謝罪等について話し合う。
--	--------------	--	--

基本方針の見直しと校内研修で強化します	ケースを重ね、組織的対応の不備を発見、改善していく。 ・カウンセリングマインド、ケアリングマインド等の研修 ・情報モラルの研修 ・人権教育の研修 等を随時行っていく ・いじめ基本方針の定期的な内容の共有 ・合同研修会等での情報交換と経過観察
----------------------------	---

※ネットいじめの場合

発見・相談	掲示板管理者への削除依頼 ・利用規約を確認 ・学校のパソコン等から行う。	県警本部サイバー犯罪対策課 法務局人権擁護課等への連絡 (削除されない場合)
児童への対応 ①掲示板等のネットでの誹謗中傷といった書き込みはいじめであり、許されない事だと伝える。 ②匿名で書き込んで、書き込んだ個人はできることを伝える。 ③重大犯罪につながり、悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙されることもあることを伝える。 ④インターネットを利用する際にはマナーがあって、守ることがリスク回避につながる事を伝える。 ⑤スマートフォン利用については、SNSの書き込みはネットタトゥー等で一生残り続ける事や、GPSの位置情報によるストーカー被害、犯罪に巻き込まれる可能性、セキュリティの重要性などを指導する。		

いじめにより、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがある事案が発生した場合

- ・直ちに教育委員会に報告し、教育委員会支援のもと、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、組織的に対応し、事案解決にあたる。
- ・事案の経緯、特性、被害児童や保護者の訴え等を踏まえて、迅速にいじめの解消を図る。
- ・被害児童や保護者への対応、警察等の関係機関との連携、保護者会の開催の有無等、起こった事案に対しての対応をとる。
- ・緊急時のマスコミ対応については管理職を窓口にして「迅速性、同時性、均一性」を大切に誠実な対応に努める。
- ・SC、SSW、人権擁護委員、所轄の警察などの外部専門家が参加しながら実効的な解決を図る。